

交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第一百十号）（抄）

第二章 交通安全対策会議等

（中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十四条 内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。

- 2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（中央交通安全対策会議の組織等）

第十五条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 3 委員は、内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。
- 4 中央交通安全対策会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府において総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府と国土交通省において共同して処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 交通安全計画

（交通安全基本計画の作成及び公表等）

第二十二条 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

- 2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。